

設置しましたか？住宅用火災警報器

住宅火災による焼死者数は、全国で平成15年以降、毎年連続して1000人を超え、その原因の6割以上が「逃げ遅れ」によるものです。

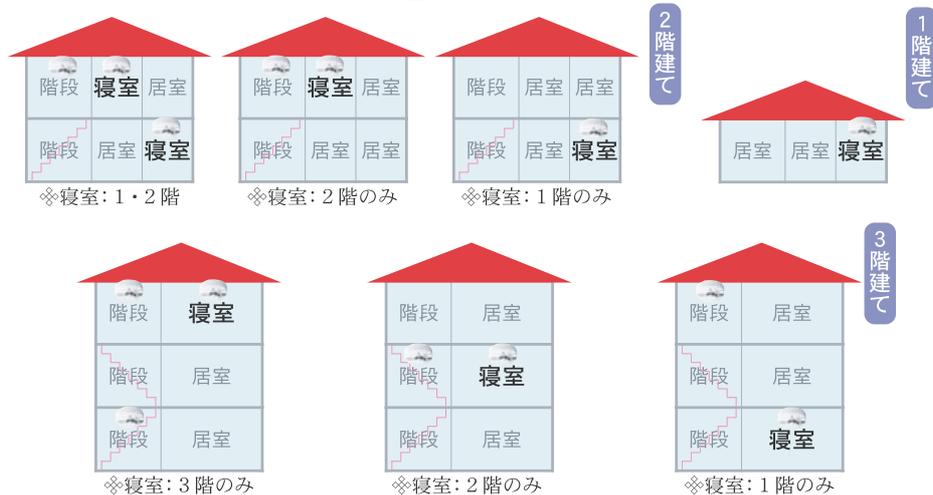
また、焼死者のうち、65歳以上の方が約6割を占めており、特に就寝時間帯に発生しております。

焼死者を無くすために、火災を自動的に感知して、音や光でいち早く知らせる「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

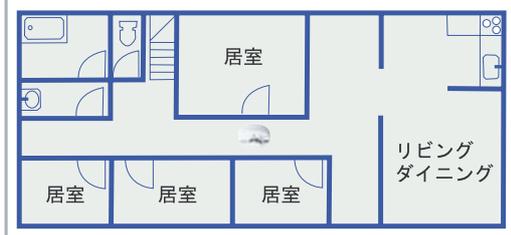
幕別町の設置率は平成22年3月現在で56%となっています。法で定められた期限は既に過ぎていますが、大切な「生命」「財産」を守るため、設置がまだ済んでいない方は1日も早い設置をお願いします。

「住宅用火災警報器」は「寝室」に設置が必要です。また、寝室が2階にある場合は「階段」にも設置が必要となります。詳しくは下の図を参照ください。

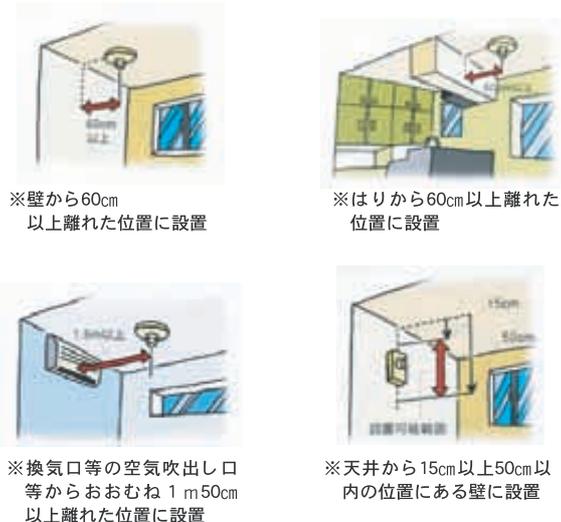
設置場所



警報器を設置する必要がなかった部屋で居室（7㎡）が5以上ある場合



設置位置



問い合わせ先

幕別消防署予防係 ☎【幕】54-2434